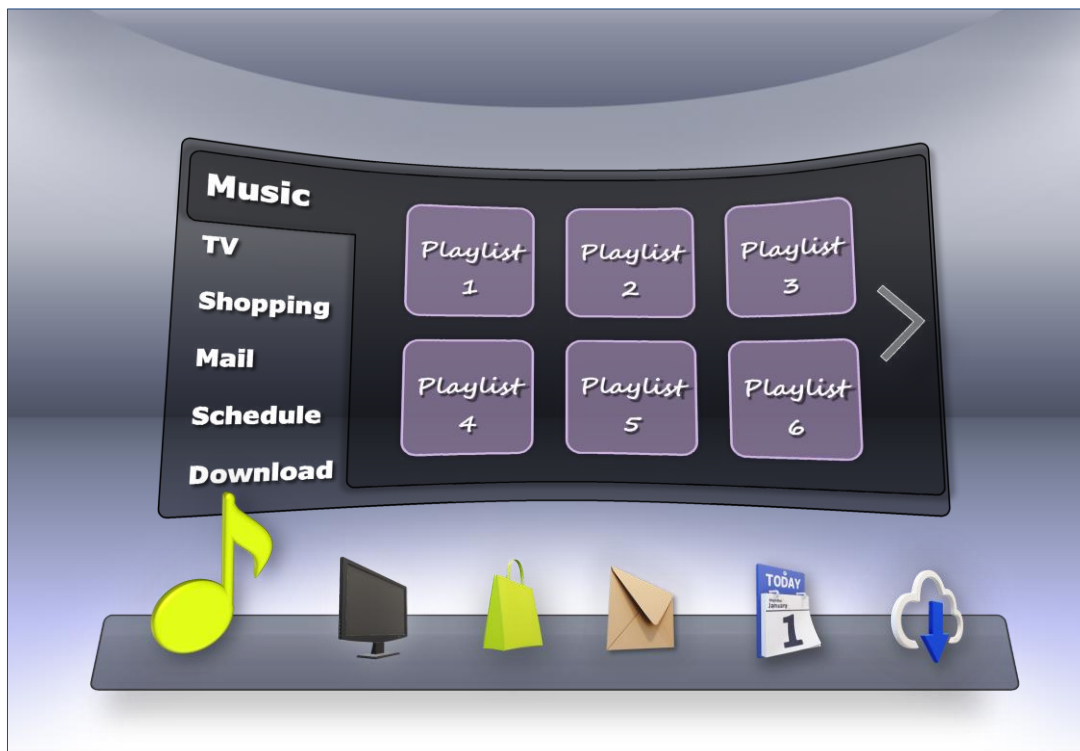


仮想空間において用いられる画像の意匠登録出願に関する
ガイドブック



令和6年3月
特許庁

ガイドブックの利用にあたって

令和元年意匠法改正により物品から離れた画像自体にまで保護対象が拡充されましたが、その後、急速に発展したメタバース等で用いられる画像の中には、これまでの一般的な画像とは異なる性質を備えたものが多く見られるようになりました。

そこで、この「仮想空間において用いられる画像の意匠登録出願に関するガイドブック」（以下、「ガイドブック」といいます）では、「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」（2023年5月）における検討を踏まえ、仮想空間上のデザインについて画像意匠として保護可能な範囲に関する基本的な考え方を整理するとともに、意匠法の保護対象として認められる画像と認められない画像を事例形式でご紹介いたします。

加えて、これから画像意匠の意匠登録出願をされるユーザー向けに、画像意匠の願書と図面の記載方法についてのご案内しておりますので、画像意匠の意匠登録出願を行う際には是非ご参照ください。

この「ガイドブック」では下記の読替えを行っている箇所があります。

- ・「機器の操作の用に供される画像」→「操作画像」
- ・「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」→「表示画像」

＜ガイドブックの内容に関する問い合わせ＞

特許庁審査第一部意匠課意匠審査基準室

電話:03-3581-1101 内線 2910

E-mail:PA1D00@jpo.go.jp

目次

1. 意匠法による仮想空間内のデザイン保護	4
(1) はじめに	4
(2) 意匠法による仮想空間において用いられる画像の保護	5
(3) 意匠法上の「画像」（「操作画像」と「表示画像」）	6
(4) 意匠法の保護対象とはならない画像	8
(5) 意匠法上の「画像」に該当するか否かの判断	9
意匠法上の「画像」に該当するか否かを検討する際の注意点 1	11
意匠法上の「画像」に該当するか否かを検討する際の注意点 2	12
画像の一部にコンテンツ表示部分を含む画像の取り扱い	13
2. 画像意匠の意匠登録出願の願書と図面等の記載方法の概要	15
(1) 願書の記載方法	15
(2) 図面等の記載方法	16
画像が連続的に変化することによって立体物のように表される画像の出願図面	18
を作成する際の注意点	18
3. 仮想空間内で用いられる画像の意匠該当性要件に関する判断事例	20

1. 意匠法による仮想空間内のデザイン保護

1. 意匠法による仮想空間内のデザイン保護

(1) はじめに

仮想空間内のデザインは、ユーザーの五感を刺激することで人工環境やサイバースペースを現実のように知覚させるVR（ヴァーチャルリアリティ）技術によるものです。

仮想空間内の仮想的なオブジェクトは無体物であるため、現行法下では有体物である「物品」及び「建築物」として意匠登録を受けることはできませんが、「画像」の意匠（以下、画像意匠といいます）として意匠登録を受けられる可能性があります。



（２）意匠法による仮想空間において用いられる画像の保護

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの）に限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起させるものをいう。

画像意匠とは、その画像を表示する物品や建築物を特定することなく、画像それ自体を意匠法による保護の客体とする意匠のことをいいます。

しかし、全ての画像が意匠法による保護の対象となるわけではありません。画像について意匠権という強力な独占権を付与することを誘因として開発投資を促進する以上、当該画像デザインによって機器や機器に関連するサービス等の付加価値を向上させるものに限って権利の客体とすることが適切であることから、意匠法第2条第1項は、意匠法の保護の対象となる「画像」について「機器の操作の用に供されるもの」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」に限る旨規定しています。

したがって、仮想空間において用いられる画像であっても、A. 機器の操作の用に供される画像（「操作画像」）又はB. 機器がその機能を発揮した結果として表示される画像（「表示画像」）の少なくともいずれか一方に該当するものであれば、意匠法上の意匠に該当するものと判断され、意匠登録を受けられる可能性があります。

操作画像か表示画像であれば、仮想空間用の画像であっても
意匠法の保護が受けられるんだね！



（３）意匠法上の「画像」（「操作画像」と「表示画像」）

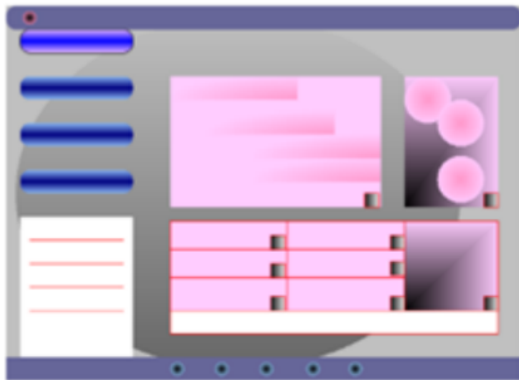
意匠法は、「画像」として保護する対象を「操作画像」（機器の操作の用に供される画像）と「表示画像」（機器がその機能を発揮した結果として表示される画像）に限定しています。

（a）「操作画像」

「操作画像」とは、対象の機器が機能にしたがって働く状態にするための指示を与える画像であり、特段の事情がない限り、画像の中に何らかの機器の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものをいいます。

具体的には以下のような画像が「操作画像」に該当します。

＜操作画像に該当する画像の例＞

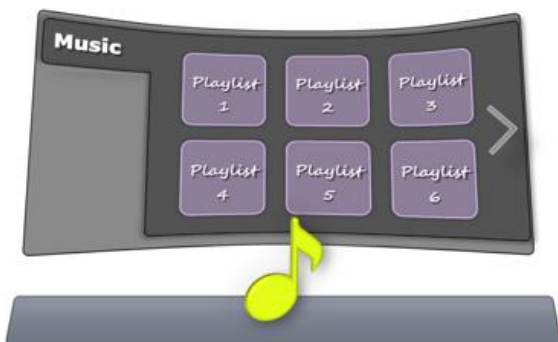


「商品購入用画像」
ウェブサイトの画像



「アイコン用画像」
クリックするとソフトウェアが立ち上がる操作ボタン

＜操作画像に該当する仮想空間用画像の例＞



「音楽再生用画像」
仮想空間上でプレイリストアイコンを
選択することで音楽の再生を開始する画像



「アイコン用画像」
仮想空間上でクリックすると
天気予報のアプリケーションソフトウェアが立ち上がる操作ボタン

(b)「表示画像」

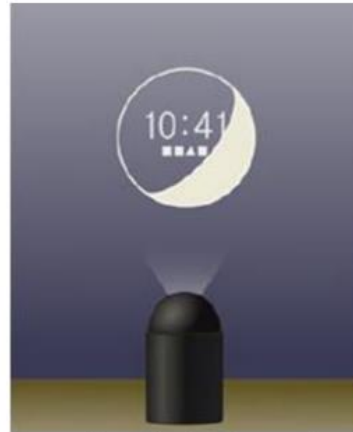
「表示画像」とは、何らかの機器の機能と関わりのある表示を行う画像であり、画像の中に機器の何らかの機能と関わりのある表示を含むものをいいます。

具体的には以下のような画像が「表示画像」に該当します。

＜表示画像に該当する画像の例＞



「医療用測定結果表示画像」



「時刻表示画像」(壁に投影された画像)

＜表示画像に該当する仮想空間用画像の例＞



「機器使用時間表示画像」
機器を使用した時間を
仮想空間上に表示するための画像

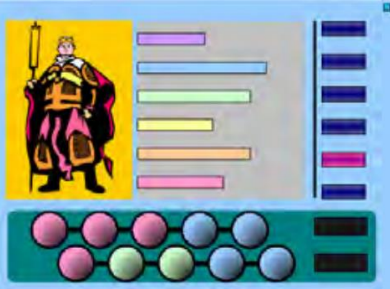
（４）意匠を構成する「画像」とは認められず、意匠登録を受けることができない画像

令和元年の意匠法改正の検討において、機器等の機能に関係のない画像（例えば映画やゲーム等のコンテンツの画像やデスクトップの壁紙等の装飾画像等）については、機器等の付加価値を直接高めるものではなく、保護の必要性が低いと考えられることから、意匠法の保護対象とはしないものと整理され、意匠法及びその審査判断のための意匠審査基準が定められています。

機器とは独立した、その内容自体を表現の中心として創作される画像又は映像（テレビ番組の画像、映画、ゲームソフトを作動させることにより表示されるゲームの画像、風景写真など。以下、「コンテンツ」といいます。）は、「操作画像」とも「表示画像」とも認められず、意匠を構成しないものと判断されます。そのため、これら画像のみからなる画像については、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠とは認められません。（意匠審査基準第IV部第1章 画像を含む意匠 6.1.3～6.1.4）

したがって、仮想空間上の画像についても同様に、当該画像がその内容自体を表現の中心として創作されたものと認められる場合には、意匠登録を受けることができません。

＜機器とは独立した、その内容自体を表現の中心として創作される画像又は映像の例＞

テレビ映像 	デスクトップ壁紙 	ゲーム内のキャラクター及びそのステータス表示 
アバターを撮影した写真・動画 	仮想空間内の町並みを撮影した写真・動画 	

(5) 意匠法上の「画像」に該当するか否かの判断

出願対象が意匠法上の「画像」に該当するか否か（「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」の少なくともいずれか一方に該当するか否か）の判断は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して導き出される画像の用途に基づいて行われます。

「機器」や「その機能」（機器の機能）は画像の用途にも影響する場合がありますが、意匠法上の「画像」に該当するものと判断するためには、「機器」や「その機能」（機器の機能）が願書及び図面において具体的に特定されているまでの必要はなく、何らかの用途・機能を有する機器との関係が想定可能であれば要件を満たすものとして判断されます。

また、画像意匠として保護を受けようとする場合は、物品から離れた画像自体が保護の客体となるため、画像が表示される場所の如何は判断に影響しません。そのため、仮想空間上に表示される画像についても、電子機器の画面に表示される画像や壁面に投影される画像等と同様に取り扱われ、画像の用途から「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」の少なくともいずれか一方に該当するものと認められる場合には、意匠法上の「画像」に該当するものと判断されます。

<参考判断例>

下記の事例1から事例3は、いずれも画像の用途が文字入力操作であることから、「操作画像」に該当するものと認められ、意匠法上の「画像」と判断されます。

 【画像図】	<事例1 ○意匠法の保護対象と認められる> 【意匠に係る物品】 文字入力用画像 【意匠に係る物品の説明】 この画像は機器の文字入力操作に用いるための画像であり、机などの表面に投影することができる。
 【画像図】	<事例2 ○意匠法の保護対象と認められる> 【意匠に係る物品】 文字入力用画像 【意匠に係る物品の説明】 この画像は機器の文字入力操作に用いるための画像であり、PCやスマートフォンの画面に表示される。

 【画像斜視図】 ※説明等の都合上、その他の図面は省略した。	<事例3> ○意匠法の保護対象と認められる> 【意匠に係る物品】 文字入力用画像 【意匠に係る物品の説明】 この画像は機器の<u>文字入力操作に用いるための画像</u>であり、仮想空間上に表示される。
---	---

下記の事例4は、単にPCアクセサリ（キーボード）を象った画像に過ぎないことから「操作画像」又は「表示画像」のいずれにも該当せず、意匠法上の「画像」ではないものと判断されます。

 【画像斜視図】 ※説明等の都合上、その他の図面は省略した。	<事例4> ×意匠法の保護対象と認められない> 【意匠に係る物品】 PCアクセサリの画像 【意匠に係る物品の説明】 この画像は<u>仮想空間内を装飾するために用いられるPCアクセサリの画像</u>である。
---	---

下記の事例5は、意匠に係る物品の説明からゲームソフトを作動させることにより表示されるゲームの画像であることが明らかであり、意匠を構成する「画像」とは認められない画像に該当することから、意匠法上の「画像」ではないものと判断されます。

 【画像斜視図】 ※説明等の都合上、その他の図面は省略した。	<事例5> ×意匠法の保護対象と認められない> 【意匠に係る物品】 ゲーム用画像 【意匠に係る物品の説明】 この画像は仮想空間内でプレイすることが可能なゲーム内での文字入力操作に用いるための画像である。
---	--

⚠ 意匠法上の「画像」に該当するか否かを検討する際の注意点 1

意匠法第2条第1項に規定された「機器」には、例えば仮想空間内に表された電化製品の3Dオブジェクト等のような仮想的なものは該当しないと解釈されます。したがって、仮想空間において用いられる画像は、①仮想空間内に表された仮想的な機器の操作の用に供される画像や、②仮想空間内に表された仮想的な機器がその機能を発揮した結果として表示される画像等としては意匠登録を受けることはできません。

画像意匠として意匠登録を受けるためには、願書の記載及び願書に添付した図面の内容を総合的に判断して、出願意匠が現実の機器の操作の用に供される画像又は現実の機器がその機能を発揮した結果として表示される画像であると認められる必要があります。

参考：[意匠審査基準 第IV部 第1章 3.1「画像意匠」](#)

仮想空間内に表されているが実際の機器に紐付いた画像

【例】冷蔵庫の在庫確認操作画像

機器（冷蔵庫）の在庫を確認する操作の用に供される画像であるため、意匠法上の「操作画像」に該当する。

【例】冷蔵庫の設定温度表示画像

機器（冷蔵庫）がその機能（庫内温度調整機能）を発揮した結果として表示される設定温度表示画像であるため、意匠法上の「表示画像」に該当する。

【例】仮想的な冷蔵庫の在庫確認操作画像

「機器」（意匠法第2条第1項）には仮想的なものは該当しないため、仮想空間内に表された仮想的な機器（冷蔵庫）の操作の用に供される画像として意匠登録を受けることはできない。

【例】仮想的な冷蔵庫の設定温度表示画像

「機器」（意匠法第2条第1項）には仮想的なものは該当しないため、仮想空間内に表された仮想的な機器（冷蔵庫）がその機能を発揮した結果として表示される画像として意匠登録を受けることはできない。

仮想的な機器は、あくまで機器の外観を象ったイメージで、その機器固有の機能を備えていないことを考えれば当然だね！



！ 意匠法上の「画像」に該当するか否かを検討する際の注意点 2

願書の記載及び願書に添付した図面の内容を総合的に判断した結果、単に画像を表示する機能のみによって表示されたものと認められる画像は「表示画像」には含まれず、意匠登録を受けることができません。

これは、「表示画像」に単に画像を表示する機能のみによって表示された画像を含むと解釈した場合、コンテンツの画像や装飾画像を含む、全ての画像が意匠法の保護対象となり、意匠法第2条第1項において保護対象となる画像の範囲を限定できなくなることによります。

したがって、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載だけでなく願書に添付した図面の内容も含めて総合的に判断した結果、出願対象が単に画像を表示する機能のみによって表示された画像と認められる場合には、願書において、本願意匠は機器がその何らかの機能を発揮した結果として表示される画像である旨の記載をしたとしても意匠法上の「表示画像」に該当しないものと判断されます。

具体的には、以下のような出願がなされた場合は、単に画像を表示する機能のみによって表示されたものと認められる画像として「表示画像」に該当しないものと判断されます。

参考：[意匠審査基準 第IV部 第1章 6.1.1.1「意匠法上の画像意匠と認められるものであること」](#)

＜単に画像を表示する機能のみによって表示されたものと認められる画像の例＞

 【画像斜視図】 ※説明等の都合上、一組の六面図の掲載及びその他の願書の記載事項は省略した。	＜記載例1＞×「表示画像」に該当せず意匠法の保護対象と認められない＞ 【意匠に係る物品】 上着の画像 【意匠に係る物品の説明】 この画像は、<u>仮想空間上に表示される上着の画像</u>である。 ＜記載例2＞×「表示画像」に該当せず意匠法の保護対象と認められない＞ 【意匠に係る物品】 上着の画像 【意匠に係る物品の説明】 本願意匠は、<u>機器がその表示機能を発揮した結果として仮想空間上に表示される上着の画像</u>である。 ＜記載例3＞×「表示画像」に該当せず意匠法の保護対象と認められない*＞ 【意匠に係る物品】 上着の画像 【意匠に係る物品の説明】 本願意匠は、<u>仮想空間内の店舗において購入可能な、アバター等が着用するアイテムとしての上着の画像</u>であり、<u>機器がその商品取引機能を発揮した結果として仮想空間上に表示される画像</u>である。仮想空間内の買い物かごに入れることができる。
---	--

*記載例3では【意匠に係る物品の説明】として「機器がその商品取引機能を発揮した結果として表示される画像」である旨の記載がありますが、上記【画像斜視図】等と記載例3によって表される対象は、願書の記載及び願書に添付した図面を総合的に判断すると、機器がその商品取引機能を発揮するか否かとは関係なく、アバター等が着用するアイテムとして単に画像を表示する機能のみによって仮想空間上に表示されたものと認められる画像であることから「表示画像」には含まれず、意匠法上の「画像」に該当しないものと判断されます。

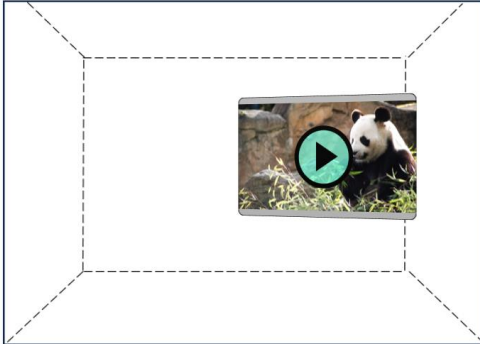
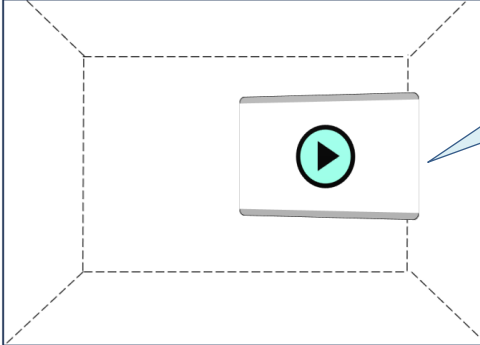
⚠ 画像の一部にコンテンツ表示部分を含む画像の取り扱い

画像の一部にコンテンツ表示部分を含む画像も存在しており、このような場合には、画像全体として画像を含む意匠と認められるための要件を満たすのであれば、当該画像全体については意匠法の保護対象と判断されます。

このような画像については、図面中にコンテンツが表示された状態で意匠が開示されることもあり得ます。その際、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、コンテンツ表示部と明確に判断できる部分があり、表示されたコンテンツが公序良俗に反するものや他人の業務と混同を生じさせるもの（意匠法第5条）に該当しないのであれば削除を求めず、当該コンテンツが表示されたままでも工業上利用することができる意匠と判断します。ただし、コンテンツ表示部に表示されている内容は意匠を構成しないものと取り扱い、類否判断や創作非容易性の判断においては考慮されません。

他方、コンテンツ表示部か否かが不明な場合は、原則意匠を構成する模様と扱い、意匠が具体的に認定できない場合は意匠が具体的にないものと判断されます。

＜画像の一部にコンテンツ表示部分を含む仮想空間用画像の例＞

 【画像図】	【意匠に係る物品】 動画再生用画像 【意匠に係る物品の説明】 この画像は仮想空間上で動画再生をするための操作を行う画像であり、画像図右方の再生ボタン周辺を注視することにより、動画の再生を開始することができる。 【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。破線で表した部分は意匠登録を受けようとする部分を構成しない。
	コンテンツ（パンダの画像）は意匠を構成しないものと取り扱う。 意匠を構成しないものと判断される要素を除いた状態（イメージ）

2. 画像意匠の意匠登録出願の願書と図面等の記載方法の概要

2. 画像意匠の意匠登録出願の願書と図面等の記載方法の概要

画像意匠の出願をする際の願書と図面等の記載方法には、物品を出願する場合とは一部異なる点があるため注意が必要です。

(1) 願書の記載方法

(a) 「意匠に係る物品」の欄の記載

「意匠に係る物品」の欄に、画像の具体的な用途を明確に記載する必要があります*。

例えば、「情報表示用画像」、「コンテンツ視聴操作用画像」、「取引用画像」、「学習用画像」、「音量設定用画像」、「数値入力用画像」などのように具体的な用途を記載します。

(b) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

「意匠に係る物品」の欄の記載だけでは画像の用途を明確にすることができない場合には、**「意匠に係る物品の説明」の欄に画像の用途の理解を助けることができるような説明を記載します。**

・操作画像として保護を受けようとする場合

どのような操作のための画像か、また、画像をどのように操作するのかという点が明らかになるような説明を記載します。

・表示画像として保護を受けようとする場合

機器のどのような機能を発揮した結果として表示された画像であるかが明らかになるような説明を記載します。

(c) 「意匠の説明」の欄の記載

物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様です。詳しくは、[「意匠審査基準」第Ⅲ部第1章3.「意匠が具体的なものであること」](#)をご参照ください。

画像意匠の出願をするときは、
「意匠に係る物品」及び「意匠に係る物品の説明」の欄に、
画像の用途に関する内容を記載することが必要なんだね！



*なお、「意匠に係る物品」の欄に「操作画像」、「表示画像」又は「GUI」等のように概括的な記載した場合であっても、願書の「意匠に係る物品の説明」の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断し、その画像がどのような操作のためのもので、どのように操作するのか、また、機器のどのような機能を発揮した結果として表示された画像であるかが明確であると認められる場合には、問題のない記載と取り扱います。

(2) 図面等の記載方法

(a) 図面作成の基本

図面において、画像を表示する機器は描かず、意匠登録を受けようとする画像のみを【画像図】又は【画像○○図】を用いて表します。図には画像全体を表す必要があります。

・画像が平面的なものである場合

＜出願例1＞のように、【画像図】を用いて意匠登録を受けようとする画像を表します。

＜出願例1＞



【画像図】

【意匠に係る物品】医療用測定結果表示用画像

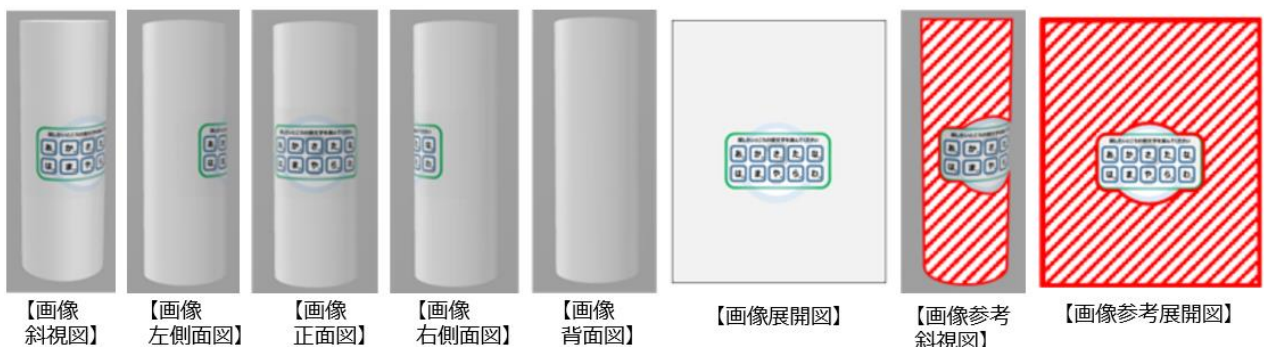
【意匠の説明】この画像は対象者に取り付けた医療用測定器のデータを表示する画像であり、心電図、心拍数、血圧等のデータを表示するものである。各測定値において設定した条件に合わせ、周囲の枠の色を変化させることで、遠くから見た場合でも計測結果の状況を知ることができる。

※説明等の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

・画像が立体的なものである場合

＜出願例2＞のように、【画像正面図】、【画像平面図】、【画像左側面図】等、【画像○○図】を用い、意匠登録を受けようとする画像を表します。意匠の理解の参考のために当該意匠を構成しない要素を描き加えた図は、【○○参考図】等と表示し、「参考図」として当該意匠の構成要素のみを描いた必要図と区別します。

＜出願例2＞



【意匠に係る物品】案内用画像

【意匠に係る物品の説明】この画像は水族館で用いられる案内用の画像であり、選んだ文字に応じて案内を示すものである。画像正面図、画像背面図、画像右側面図、画像左側面図及び画像斜視図で示したように、円柱状である。画像を展開した状態を画像展開図で示す。

【意匠の説明】画像参考斜視図及び画像参考展開図において赤色ハッチングを施した個所は透明である。 ※説明等の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

(b) 変化する画像*について意匠登録を受けようとする場合

＜出願例 3＞のように、画像が変化する場合は、図の表示として【変化した状態を示す画像図】等を用います。複数の図で同じ図の表示を用いないようご注意ください。

＜出願例 3＞

	【意匠に係る物品】 血圧測定結果通知用画像 【意匠に係る物品の説明】 この画像は機器の使用者に対して自身の血圧の測定結果を通知するための画像である。画像図に表された3Dアバター画像を選択することにより、変化した状態を示す画像図のように血圧の測定結果を通知するための吹き出し領域が出現し血圧の測定結果が表示される。 ※説明等の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。
---	--

*願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が二つの要件（①同一機能を発揮するために行われる操作の用に供される画像又は同一機能を果たすために必要な表示を行う画像であること、②変化前の画像と変化後の画像について、図形等の共通性による形状等の関連性があること）をともに満たすと判断される場合に限り、これら複数の画像が変化する画像として一つの意匠と認められます。

(c) 画像の部分について意匠登録を受けようとする場合

＜出願例 4＞のように、画像の部分について意匠登録を受けようとする場合には、例えば、実線で意匠登録を受けようとする部分を描き破線でその他の部分を描くなど図面において描き分け、必要に応じて【意匠の説明】の欄に意匠登録を受けようとする部分を特定するための説明を記載します。

＜出願例 4：画像の部分について意匠登録を受けようとする場合＞

	【意匠に係る物品】 音楽再生用画像 【意匠に係る物品の説明】 この画像は音楽を再生するための操作に用いる画像である。画像図中央下の音符のアイコンをタップすることで、音量や音質を操作できる画面に遷移することができる。 【意匠の説明】 赤色で着色された部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。
---	---



意匠登録を受けようとする部分についても、具体的な用途及び機能を明らかにする必要があるだね。意匠登録を受けようとする部分の用途・機能は、【意匠に係る物品の説明】の欄に記載しておくで安心だよ！

画像が連続的に変化することによって立体物のように表される画像の出願図面を作成する際の注意点

仮想空間で用いられる画像は、実際には立体ではないのにも関わらず、画像が連続的に変化することで立体物のように表現されるものが多くみられます。

立体物に見えるように変化する画像について意匠登録出願を行う場合に、変化する画像として全ての方向からの視点の画像を作図することは現実的ではないため、便宜的に画像六面図等を用いて、物品の意匠を作図するときと同様に、そのような画像を表すことが可能です。

なお、画像図一図のみが提出された場合、図の中のモチーフが斜視方向から描かれていたとしても、平面的な画像と認定されます。立体物のように変化する画像とは認定されないため注意が必要です。

＜仮想空間内で立体物のように変化する画像を表すための図面の例＞



【意匠に係る物品】

アイコン用画像

【意匠に係る物品の説明】

この画像はプレゼントを送付するためのアプリケーションを仮想空間内で起動するためのアイコン用画像である。

※説明等の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

＜仮想空間内で立体物のように変化する画像が表されているとは認められない例＞



【画像図】

【意匠に係る物品】

アイコン用画像

【意匠に係る物品の説明】

この画像はプレゼントを送付するためのアプリケーションを仮想空間内で起動するためのアイコン用画像である。

※説明等の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

画像図一図では、**立体物に見えるように変化する画像**とは認められないんだね！



3. 仮想空間内で用いられる画像の意匠該当性要件に関する 判断事例

3. 仮想空間内で用いられる画像の意匠該当性要件に関する判断事例

＜判断事例1＞

意匠法の保護対象となる画像と認められる例



【意匠に係る物品】

アイコン用画像

【意匠に係る物品の説明】

この画像は、商品購入用アプリケーションソフトをインストールした機器等の操作の用に供するアイコン用画像であり、画像を選択することにより現実空間で使用するサンダルと仮想空間で使用するサンダルを購入可能なアプリケーションソフトを仮想空間上で起動することができる。

※上記の判断事例は意匠法第2条の適否に関する判断を示す事例であり、第3条等のその他の登録要件の適否は判断していない。

※説明等の都合上、願書の記載及びその他の必要な図を一部省略した。

仮想空間内の仮想的なオブジェクトであるサンダルでも、仮想空間上で商品購入のためのアプリケーションを起動するための操作に用いる画像であれば、「機器の操作の用に供される画像」に該当するから、画像意匠として意匠法の保護を受けることができるよ！



意匠法の保護対象となる画像と認められない例



【画像斜視図】



【画像正面図】



【画像背面図】



【画像左側面図】



【画像平面図】



【画像底面図】

【意匠に係る物品】

仮想空間用サンダル

【意匠に係る物品の説明】

本願意匠は仮想空間内で使用する**サンダル**である。

※上記の判断事例は意匠法第2条の適否に関する判断を示す事例であり、第3条等のその他の登録要件の適否は判断していない。

※説明等の都合上、願書の記載及びその他の必要な図を一部省略した。

仮想空間内で使用するサンダルとして出願した場合は、出願対象が画像であることが明確ではないから、意匠法の保護対象となる「画像」に該当するものとは認められないよ！



＜判断事例2＞

意匠法の保護対象となる画像と認められる例



【画像左側面図】



【画像正面図】



【画像右側面図】



【画像背面図】



【画像平面図】



【画像底面図】



【使用状態を示す参考図】

【意匠に係る物品】アイコン用画像

【意匠に係る物品の説明】

この画像は仮想空間内での描画に用いるアイコン用画像である。使用者は仮想空間上で**この画像を選択**したうえで、手に把持したコントローラーを動かすことで、使用状態を示す参考図に表したように、その動きに合わせて**仮想空間内に線を描画**することができる。

※上記の判断事例は意匠法第2条の適否に関する判断を示す事例であり、第3条等のその他の登録要件の適否は判断していない。
※説明等の都合上、願書の記載を一部省略した。

仮想空間内における線の描画に用いるアイコン用画像は、画像を選択することで描画機能を立ち上げて、機器の描画操作に用いることができるから、意匠法上の「画像」に該当するものと判断されるよ！描画ツールのアイコンとそれを押すと表示されるカーソルと同じものと考えることができるね！



意匠法の保護対象となる画像とは認められない例



【画像左側面図】



【画像正面図】



【画像右側面図】



【画像背面図】



【画像平面図】



【画像底面図】



【使用状態を示す参考図】

【意匠に係る物品】 ボールペンの画像

【意匠に係る物品の説明】

この画像は仮想空間上に表示される**ボールペンの画像**である。使用状態を示す参考図に表したように、**仮想空間内の任意の場所に配置することで仮想空間内を装飾**することができる。

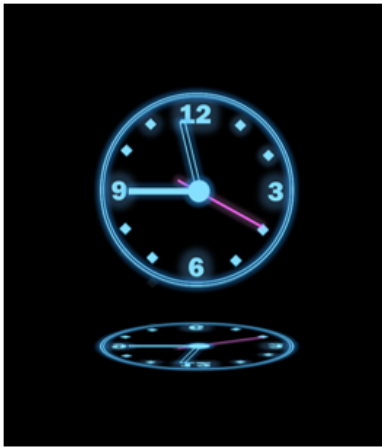
※上記の判断事例は意匠法第2条の適否に関する判断を示す事例であり、第3条等のその他の登録要件の適否は判断していない。
※説明等の都合上、願書の記載を一部省略した。

仮想空間上の任意の場所に配置可能なボールペンの画像は、単に画像を表示する機能のみによって表示されているから、「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」には含まれないし、「機器の操作の用に供される画像」でもないから、意匠法の保護対象となる「画像」に該当するものとは認められないよ！



＜判断事例3＞

意匠法の保護対象となる画像と
認められる例



【画像図】

【意匠に係る物品】

機器使用時間表示画像

【意匠に係る物品の説明】

この画像は、**時間測定機能を有する機器等の時間測定機能を発揮した結果として表示される画像**であり、**当該機器等を使用した時間を仮想空間上に表示する画像**である。

意匠法の保護対象となる画像とは
認められない例



【画像図】

【意匠に係る物品】

仮想空間用装飾

【意匠に係る物品の説明】

この画像は**時計を模した仮想空間用装飾**である。

※上記の判断事例は意匠法第2条の適否に関する判断を示す事例であり、第3条等のその他の登録要件の適否は判断していない。
※説明等の都合上、願書の記載を一部省略した。

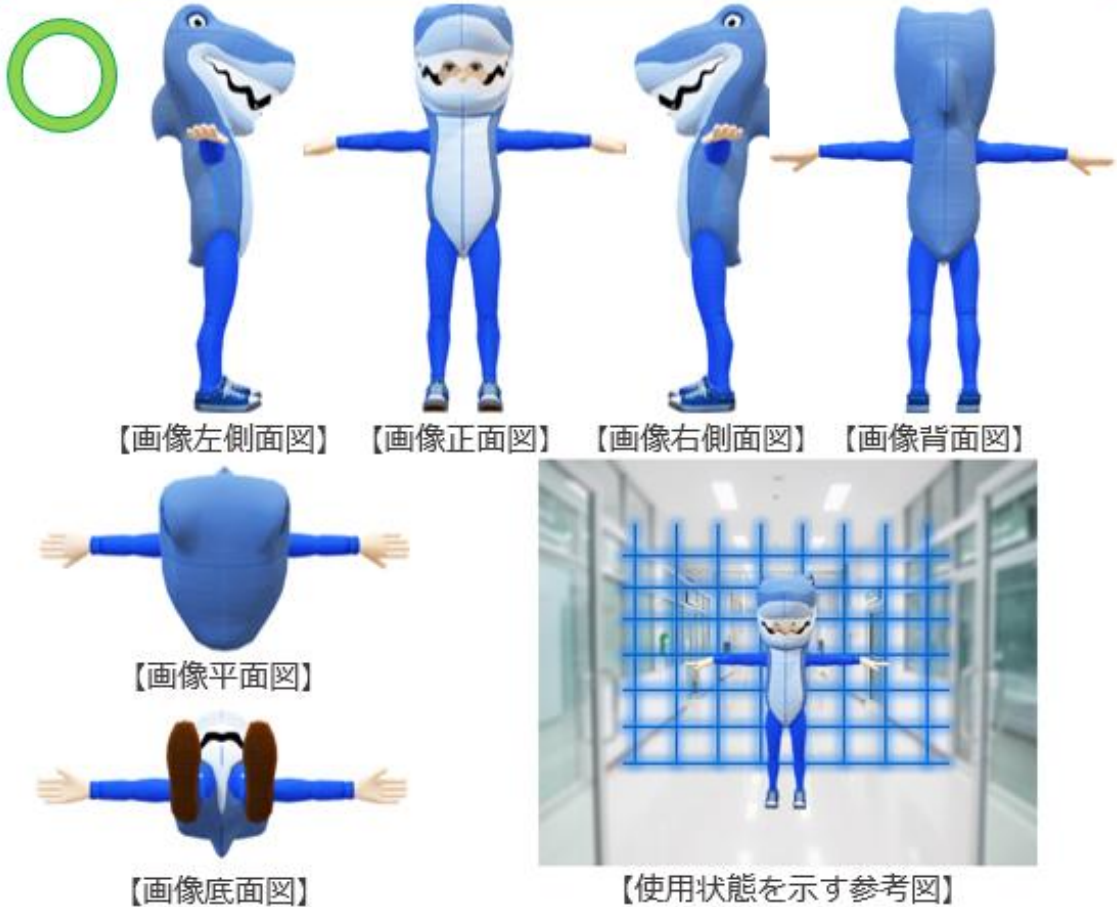
左側の「機器使用時間表示画像」の事例は、現実の機器の時間測定機能を発揮した結果として表示される画像で、「機器がその機能を発揮した結果として表示される」画像に該当するから、画像意匠として意匠法の保護を受けることができるよ。

右側の仮想空間用装飾の事例は、出願対象が画像であることが明確でないから、意匠法の保護対象となる画像に該当するものとは認められないよ！



<判断事例4>

意匠法の保護対象となる画像と認められる例



【意匠に係る物品】 危険報知用画像

【意匠に係る物品の説明】

この画像は、ヘッドマウントディスプレイを装着し仮想空間のみを視覚的に認識している使用者が、現実空間の壁面や障害物等の位置を踏まえてあらかじめ設定しておいた安全に活動できる領域の境界に近づいた場合に、**使用者に対して障害物や壁面等に衝突する危険があることを報知するために**仮想空間上に出現する画像である。使用状態を示す参考図に表したように、この画像が表示される場合には同時に、前記活動領域の境界の位置を示す格子状の画像とともに表示される。

※上記の判断事例は意匠法第2条の適否に関する判断を示す事例であり、第3条等のその他の登録要件の適否は判断していない。

※説明等の都合上、願書の記載を一部省略した。

仮想空間上に立体的に表示されるキャラクターの画像でも、ヘッドマウントディスプレイの使用者に対して障害物等に衝突する危険があることを報知するために用いられるものであれば、機器が障害物等を検知する機能を発揮した結果として表示される画像として、「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」に該当するから、画像意匠として意匠法の保護を受けることができるよ。



意匠法の保護対象となる画像とは認められない例



【画像左側面図】



【画像正面図】



【画像右側面図】



【画像背面図】



【画像平面図】



【画像底面図】

【意匠に係る物品】

仮想空間用 3 D アバター画像

【意匠に係る物品の説明】

この画像は**仮想空間上に表示される 3 D アバター画像**である。

※上記の判断事例は意匠法第 2 条の適否に関する判断を示す事例であり、第 3 条等のその他の登録要件の適否は判断していない。
※説明等の都合上、願書の記載を一部省略した。

仮想空間上に表示される 3D アバターの画像は、単に画像を表示する機能のみによって表示されているから、「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」には含まれないし、「機器の操作の用に供される画像」でもないから、意匠法の保護対象となる「画像」に該当するものとは認められないよ！



<判断事例5>

意匠法の保護対象となる画像と認められる例



【天井面を省略した画像図】



【ブース正面を表した画像図1】

【意匠に係る物品】

商品案内用画像

【意匠に係る物品の説明】

この画像は、**商品案内機能を有する機器等の操作の用に供される画像**であり、仮想空間上に表示される店内に設置された**各ブースの画像に近接すると商品案内画面に遷移することができる**。

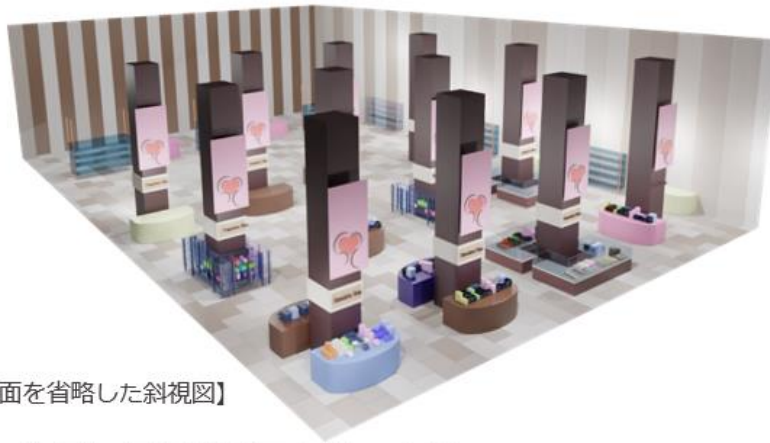
※上記の判断事例は意匠法第2条の適否に関する判断を示す事例であり、第3条等のその他の登録要件の適否は判断していない。

※説明等の都合上、願書の記載及びその他の必要な図を一部省略した。

仮想空間内の店舗空間でも、店内に設置された各ブースの画像に近接することで商品案内画面に遷移することができる画像であれば、商品案内機能を有する機器等の操作の用に供される画像として、「機器の操作の用に供される画像」に該当するから、画像意匠として意匠法の保護を受けることができるよ。



意匠法の保護対象となる画像とは認められない例



【天井面を省略した斜視図】

【意匠に係る物品】仮想空間用店舗の内装

【意匠に係る物品の説明】本願意匠は仮想空間内の**店舗の内装**である。

※上記の判断事例は意匠法第2条の適否に関する判断を示す事例であり、第3条等のその他の登録要件の適否は判断していない。
※説明等の都合上、願書の記載及びその他の必要な図を一部省略した。

仮想空間用店舗の内装として出願した場合は、出願対象が画像であることが明確になっていないから、意匠法の保護対象となる「画像」に該当するものと認められないから注意が必要だよ！



意匠法の保護対象となる画像とは認められない例



【天井面を省略した画像斜視図】

【意匠に係る物品】仮想空間用店舗の内装の画像

【意匠に係る物品の説明】本願意匠は仮想空間上に表示される**店舗の内装の画像**である。

※上記の判断事例は意匠法第2条の適否に関する判断を示す事例であり、第3条等のその他の登録要件の適否は判断していない。
※説明等の都合上、願書の記載及びその他の必要な図を一部省略した。

仮想空間用店舗の内装の画像として出願した場合は、単に画像を表示する機能のみによって表示されているものと判断されるから「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」には含まれないし、「機器の操作の用に供される画像」でもないから、意匠法の保護対象となる「画像」に該当するものとは認められないよ！

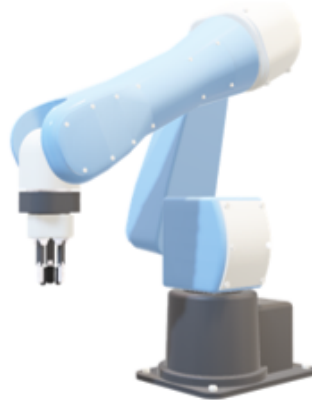


＜判断事例 6＞

意匠法の保護対象となる画像と認められる例



【画像斜視図】



【変化した状態を示す
画像斜視図】



【画像平面図】



【画像底面図】



【画像左側面図】



【画像正面図】



【画像右側面図】



【画像背面図】

【意匠に係る物品】ロボットアーム操作用画像

【意匠に係る物品の説明】この画像は仮想空間上に表示される画像であり、使用者が仮想空間内でこの画像を選択することで、画像斜視図及び一組の画像六面図によって表した状態から、変化した状態を示す画像斜視図及び変化した状態を示す一組の画像六面図によって表した状態へと変換し、**遠隔地の工場にあるロボットアームを同様に動かすことができる。**

※上記の判断事例は意匠法第2条の適否に関する判断を示す事例であり、第3条等のその他の登録要件の適否は判断していない。
※説明等の都合上、願書の記載の一部と変化した状態を示す画像六面図については省略した。

仮想空間上に表示される画像でも、遠隔地の工場にあるロボットアームの操作を行うための画像は、「機器の操作の用に供される画像」に該当するから、画像意匠として意匠法の保護を受けることができるよ！



4. 参考情報（関連リンク集）

- ・『意匠審査基準』

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html

- ・『意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き』

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html

- ・産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第23回意匠審査基準ワーキンググループ（令和5年9月29日実施）配布資料「画像意匠として保護可能な範囲の明確化について（案）」https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/23-shiryu.html

- ・画像を含む意匠の関連意匠登録事例集について（令和4年9月26日公開）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kanren_isho.html

- ・改正意匠法に基づく新たな保護対象（画像・建築物・内装）の意匠登録事例（令和4年1月14日公開）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kaisei_hogo.html